



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)

号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(31)(漁港課).....	2
	鳥取県土木事務所設置条例の一部を改正する条例(32)(管理課).....	4
	鳥取県流水占用料等徴収条例及び鳥取県国有地使用料徴収条例の一部を改正する条例(33)(河川砂防課).....	5
	鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例(34)(都市計画課).....	7
	鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正する条例(35)().....	8
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例(36)(警察本部警務課).....	8
	鳥取県教育研修センター設置条例の一部を改正する条例(37)(教育委員会事務局総務福利課).....	10

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 次に掲げる条例について、漁港法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県漁港管理条例
- (2) 風致地区内における建築等の規制に関する条例

2 この条例は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

鳥取県土木事務所設置条例の一部を改正する条例

1 土木事務所の名称を地方県土整備局に改めることとした。(題名、第1条~第3条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成14年 4月 1日から施行することとした。
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例について所要の改正を行うこととした。

鳥取県流水占用料等徴収条例及び鳥取県国有地使用料徴収条例の一部を改正する条例

1 鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正

流水占用料等を減免することができる場合に次に掲げる場合を加えることとした。(第3条関係)

- (1) 農業、林業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる用途に供するため流水又は土地を占有するとき。
- (2) 日常生活上必要不可欠と認められる通路(橋を含む。)を設置するため土地を占有するとき。

2 鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正

(1) 国有地に係る使用料を減免することができる場合に次に掲げる場合を加えることとした。(第3条関係)

ア 林業の経営上必要不可欠と認められる工作物を設置するため国有地を使用するとき。

- イ 日常生活上必要不可欠と認められる通路（橋を含む。）を設置するため国有地を使用するとき。
 (2) 発電に係る工作物の設置に係る占用料を定めることとした。(別表関係)
- 3 この条例は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- 1 職業能力開発促進法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第10条の5関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県都市計画審議会の委員の定数を次のとおり改正することとした。(第3条関係)
- (1) 学識経験のある者のうちから任命する委員の上限を12名(現行 7名)とすること。
 (2) 関係行政機関の職員のうちから任命する委員の上限を2名(現行 7名)とすること。
- 2 この条例は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

- 1 警察官の定員及び階級別定員を次のように改めることとした。(第2条関係)

区 分	定 員	
	改 正 後	現 行
警 察 官	1,140人	1,130人
警 視	60人	60人
警 部	123人	122人
警部補・巡査部長	628人	622人
巡 査	329人	326人

- 2 一般職員の定員のうち一定の人員を警察官の定員に振り替えることができる制度の実施期間を当分の間(現行 平成7年 4月 1日から平成17年 3月31日までの間)とすることとした。(附則関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

鳥取県教育研修センター設置条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県教育研修センターの名称を鳥取県教育センターに変更することとした。(題名、第1条、第2条関係)
- 2 この条例は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

鳥取県漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第31号

鳥取県漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第1条 鳥取県漁港管理条例(昭和34年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「<u>法</u>」という。)の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(停けい泊禁止区域)</p> <p>第6条 知事は、漁港区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、<u>法</u>第39条第5項の規定により指定する区域内の水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)</p> <p>第15条 知事は、<u>法</u>第4条第1号に掲げる事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による承認又は第12条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について<u>法</u>第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港法</u>(昭和25年法律第137号)の規定に<u>基</u>き、県が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(停けい泊禁止区域)</p> <p>第6条 知事は、漁港区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、<u>漁港法</u>第39条第5項の規定により指定する区域内の水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)</p> <p>第15条 知事は、<u>漁港修築事業</u>その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による承認又は第12条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について<u>漁港法</u>第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第2条関係） 1～10 略 11 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設若しくは同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 12～35 略	別表第2（第2条関係） 1～10 略 11 漁港法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 12～35 略

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県土木事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第32号

鳥取県土木事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県土木事務所設置条例（平成7年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																														
<p>鳥取県地方県土整備局設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、土木及び建築に関する事務を所掌させるため、<u>地方県土整備局</u>を設置する。</p> <p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第2条 <u>地方県土整備局</u>の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取地方県土整備局</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td>鳥取県八頭地方県土整備局</td> <td>八頭郡郡家町</td> <td>八頭郡</td> </tr> <tr> <td>鳥取県倉吉地方県土整備局</td> <td>倉吉市</td> <td>倉吉市及び東伯郡</td> </tr> <tr> <td>鳥取県米子地方県土整備局</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市及び西伯郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>（委任）</p>	名 称	位 置	所管区域	鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡	鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡郡家町	八頭郡	鳥取県倉吉地方県土整備局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡	鳥取県米子地方県土整備局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡	<p>鳥取県土木事務所設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、土木及び建築に関する事務を所掌させるため、<u>土木事務所</u>を設置する。</p> <p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第2条 <u>土木事務所</u>の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取土木事務所</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td>鳥取県郡家土木事務所</td> <td>八頭郡郡家町</td> <td>八頭郡</td> </tr> <tr> <td>鳥取県倉吉土木事務所</td> <td>倉吉市</td> <td>倉吉市及び東伯郡</td> </tr> <tr> <td>鳥取県米子土木事務所</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市及び西伯郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>（委任）</p>	名 称	位 置	所管区域	鳥取県鳥取土木事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡	鳥取県郡家土木事務所	八頭郡郡家町	八頭郡	鳥取県倉吉土木事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡	鳥取県米子土木事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
名 称	位 置	所管区域																													
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡																													
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡郡家町	八頭郡																													
鳥取県倉吉地方県土整備局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡																													
鳥取県米子地方県土整備局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡																													
名 称	位 置	所管区域																													
鳥取県鳥取土木事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡																													
鳥取県郡家土木事務所	八頭郡郡家町	八頭郡																													
鳥取県倉吉土木事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡																													
鳥取県米子土木事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡																													

第3条 この条例に定めるもののほか、地方県土整備局 に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条 この条例に定めるもののほか、土木事務所に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(災害応急作業手当) 第35条 災害応急作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1) 略 (2) <u>地方県土整備局</u> に勤務する職員が、洪水警戒体制時においてダムのゲート操作を行い、貯留された流水を放流する作業 (3) 略 2～4 略	(災害応急作業手当) 第35条 災害応急作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1) 略 (2) <u>土木事務所</u> に勤務する職員が、洪水警戒体制時においてダムのゲート操作を行い、貯留された流水を放流する作業 (3) 略 2～4 略

鳥取県流水占用料等徴収条例及び鳥取県国有地使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第33号

鳥取県流水占用料等徴収条例及び鳥取県国有地使用料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(流水占用料等の減免) 第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減免することができる。 (1) 略	(流水占用料等の減免) 第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減免することができる。 (1) 略

<p>(2) 農業、林業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる用途に供するため流水又は土地を占有するとき。</p> <p>(3) 日常生活上必要不可欠と認められる通路(橋を含む。)を設置するため土地を占有するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたととき。</p>	<p>(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたととき。</p>
---	--

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県国有地使用料徴収条例(平成12年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
<p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占有料又は採取料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農業、林業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる工作物を設置するため国有地を使用するとき。</p> <p>(3) 日常生活上必要不可欠と認められる通路(橋を含む。)を設置するため国有地を使用するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたととき。</p>					<p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占有料又は採取料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる工作物を設置するため国有地を使用するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたととき。</p>				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
1 占有料					1 占有料				
区 分	占 用 料				区 分	占 用 料			
	単 位	金 額				単 位	金 額		
			市の区域	町村の区域				市の区域	町村の区域
工作物の設置を伴うもの	略				工作物の設置を伴うもの	略			
	通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	150円	90円		通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	150円	90円
	発電に係る工作物	当該工作物の建設に要する経費等を勘案して知事が定める額							

	建物	占用面積 1平方メートルに	260円	180円				建物	260円	180円
	その他の工作物	つき 1年	260円	180円				その他の工作物	260円	180円
略					略					
2 略 備考 略					2 略 備考 略					

附 則

この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第34号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（講習会修了者等の設置）</p> <p>第10条の5 屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに、前条第1項の講習会の課程を修了した者又は次のいずれかに該当する者（以下「講習会修了者等」という。）を置かなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者</p> <p>（3）略</p> <p>2 略</p>	<p>（講習会修了者等の設置）</p> <p>第10条の5 屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに、前条第1項の講習会の課程を修了した者又は次のいずれかに該当する者（以下「講習会修了者等」という。）を置かなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第62条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者</p> <p>（3）略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第35号

鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県都市計画審議会条例（昭和44年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。</p> <p>（1）学識経験のある者 <u>12人</u></p> <p>（2）関係行政機関の職員 <u>2人</u></p> <p>（3）～（5）略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。</p> <p>（1）学識経験のある者 <u>7人</u></p> <p>（2）関係行政機関の職員 <u>7人</u></p> <p>（3）～（5）略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第36号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前										
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 1,140人</p> <p>ア 警視 60人</p> <p>イ 警部 123人</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 628人</p> <p>エ 巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。) 329人</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、第2条第1項及び雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第 号)第17条の規定にかかわらず、これらの規定に定める一般職員の定員のうち13人以内の人員を、これらの規定に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の第2条第1項第1号アからエまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 1,130人</p> <p>ア 警視 60人</p> <p>イ 警部 122人</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 622人</p> <p>エ 巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。) 326人</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間、第2条第1項及び雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第 号)第17条の規定にかかわらず、これらの規定に定める一般職員の定員のうち次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表右欄に掲げる員数以内の人員を、これらの規定に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の第2条第1項第1号アからエまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">振替人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成7年4月1日から平成14年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">13人</td> </tr> <tr> <td>平成14年4月1日から平成15年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月1日から平成16年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月1日から平成17年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 平成8年度及び平成9年度に限り、山陰・夢みなと博覧会の推進に関する業務に従事するため鳥取県職員定数条例(平成6年3月鳥取県条例第4号)附則第2項に規定する知事が定める団体に派遣している職員については、第2条第2項の規定にかかわらず、警察本部長の承認を得て、同条第1項各号に定める定員の外に置くことができる。</p>	期 間	振替人員	平成7年4月1日から平成14年3月31日まで	13人	平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	10人	平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	7人	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	4人
期 間	振替人員										
平成7年4月1日から平成14年3月31日まで	13人										
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	10人										
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	7人										
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	4人										

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県教育研修センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第37号

鳥取県教育研修センター設置条例の一部を改正する条例

鳥取県教育研修センター設置条例（昭和48年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県教育センター設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本県における教育の充実とその振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>鳥取県教育センター</u>（以下「<u>教育センター</u>」という。）を鳥取市に設置する。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 <u>教育センター</u>に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県教育研修センター設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本県における教育の充実とその振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>鳥取県教育研修センター</u>（以下「<u>研修センター</u>」という。）を鳥取市に設置する。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 <u>研修センター</u>に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。</p>

附 則

この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。